吉川市市民参画条例の説明文

目次

前文
第１章　総則（第１条ー第５条）
第２章　市民参画手続の実施
　第１節　通則（第６条ー第１０条）
　第２節　審議会手続（第１１条ー第１６条）
　第３節　パブリック・コメント手続（第１７条ー第２０条）
　第４節　市民説明会手続（第２１条・第２２条）
　第５節　地域ヒアリング手続（第２３条―第２５条）
　第６節　ワークショップ手続（第２６条・第２７条）
　第７節　市民討議会手続（第２８条―第３０条）
　第８節　住民投票手続（第３１条・第３２条）
第３章　市民参画の推進のために（第３３条―第３７条）
第４章　吉川市市民参画審議会（第３８条―第４０条）
第５章　雑則（第４１条・第４２条）

附則

前文

私たち吉川市民は、これまで先人が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識や経験、創造性を活かし、より住みやすいまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。

さらに、地方分権が進むこの時代は、これまで以上に、私たち市民と市が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことを求めています。

このため、市は、市政運営における今日までの市民参加を更に発展させ、まちづくりの主役である私たち市民の意向を的確に反映できる仕組みを一層充実させていく必要があります。

ここに、吉川市で生活するすべての市民がこのまちで暮らして良かったと思えるよう、私たち市民と市の協働を基本とした市政への市民参画を推進するため、この条例を制定します。

（説明・解釈）

この条例を制定するに当たっての背景や基本的な考え方を述べるとともに、市政への市民参画を推進していく決意を表明するため、前文を設けました。

先人から受け継いだ歴史と文化を大切にし、より住みやすいまちづくりを進めて、次の世代に引き継ぎたいということは、過去、現在、未来を通じた私たち市民の普遍的な願いです。特に、地方分権が進む２１世紀初頭のこの時代は、これまで以上に私たち市民と市が信頼を深めて、協働によるまちづくりを進めていくことを求めています。

このため、吉川市では、これまでも市政運営において市民参加に取り組んできましたが、さらに発展させ、まちづくりの主役である私たち市民の意向を的確に反映できる仕組みを一 層充実させていく必要があります。

これらのことを踏まえ、国籍や年齢、性別にかかわりなく、吉川市に住み、働き、学ぶすべての市民がこのまちで暮らしてよかったと思えるように、私たち市民と市との協働を基本とした市政への市民参画を推進していく決意を表明したものです。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、吉川市の市政運営における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市民参画の推進を図り、それによって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

（説明・解釈）

この条例は、これまで進められてきた市民参加に関する個別の施策を体系的に発展させ、市民参画に関する基本的な事項を定めて、市政運営における市民参画の推進を図ろうとするものです。さらに、この市民参画を推進することにより、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる言葉の意義は、それぞれの各号に定めるとおりとします。

(1) 市民参画　市の施策の立案や実施などに当たって、市民が自己の意思を反映させるよう意見を述べ、提案を行い、市民と市が協働して取り組むことにより、市民が市政に参画することをいいます。

(2) 協働　市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

(3) 市民活動　市民の自主的な参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益のために行う活動をいいます。

(4) 審議会　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」といいます。）第１３８条の４第３項の規定により設置する審議会などと市の施策の立案や実施などについて提言を行うため要綱などにより設置する懇談会などをいいます。

(5) 市民説明会　市の機関が開催する説明会、意見交換会、公聴会、フォーラムなどをいいます。

(6) 市の機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と水道事業管理者をいいます。

（説明・解釈）

言葉の意義は、この条例で使用している用語の意義を定めたものです。一般的には「定義」と呼ばれているものですが、わかりやすい表現とするため、「言葉の意義」としました。

言葉の意義として、「市民参画」、「協働」、「市民活動」、「審議会」、「市民説明会」、「市の機関」の６つを記述しました。「市民」については、市民参画にかかわる施策によって対象となる市民の範囲が異なってくることから、限定的、例示的に示すことは困難であるため、定めないこととしました。

⑴ 市民参画

市民がまちづくりの主体者として、市の施策の企画立案から実施、評価に至るまでの段階において、市民と市が一緒になって考え、協働して取り組んでいこうとするものであり、市民が主体的、積極的に市政に参画することをいいます。

⑵ 協働

市民と市が対等の立場でそれぞれの役割と責任を自覚して、お互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

⑶ 市民活動

市民が自主的に行う活動で、構成員相互の利益や特定の個人又は団体の利益に限定することな

く、不特定多数の人々の利益や地域社会の利益の増進に寄与する活動をいいます。これらの活動を行う団体としては、例えば、ＮＰＯ法人をはじめとする非営利の公益法人、それに準ずる営利を目的としない市民活動団体や自治会などの地縁に基づく地域の組織などが挙げられます。

⑷ 審議会

地方自治法第１３８条の４第３項の規定により設置する審議会等と市の施策の立案や実施などについて提言を行うため要綱などにより設置する懇談会等をいいます。この条例では、この審議会等と懇談会等をあわせて、「審議会」と呼びます。

⑸ 市民説明会

市の機関が開催する説明会、意見交換会、公聴会、フォーラム、シンポジウムなどをいいます。この条例では、これらをあわせて、「市民説明会」と呼びます。

⑹ 市の機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者と、議会を除いて現在あるすべての市の機関が対象となります。このうち、「市長」は、市長部局の行政機関を指します。

（市民参画の基本原則）

第３条　市民参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、すべての市民が参画できるものとします。

２　市民参画は、市民と市の市政に関する情報の共有により行われなければなりません。

３　市民参画は、市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重しながら行われなければなりません。

（説明・解釈）

前文や目的にのっとり、市民と市がこの条例を運用していくに当たっての市民参画の基本原則を示したものです。

◆市民参画は、市や他の人から強制されて行うものではなく、市民の自主性のもとに進められるものです。また、すべての市民が平等に参画の機会を有していることを規定したものです。

◆市民参画は、市政に関する十分な情報が市民側に保障されなければ、市民と市が対等な立場で議論ができないことから、市が市民に対して積極的に必要な情報提供を行い、同じ情報を共有することを市民参画の重要な前提としています。

◆市民参画の推進に当たっては、市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重しながら、共通の課題に取り組むことを原則としています。

（市民の役割）

第４条　市民は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って市民参画を行うよう努めるものとします。

２　市民は、特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して市民参画を行うよう努めるものとします。

３　市民は、市政への関心を高めるとともに、市民活動に関して理解を深め、促進するよう努めるものとします。

（説明・解釈）

市民参画を進める上で、市民の基本的な役割について規定したものです。

◆まちづくりの主体である市民は、自らの発言と行動に対して責任を持って市民参画を行うように努めることを規定したものです。
◆市民は、市民全体の利益に資するといった観点に立って、意見を述べ、提案などを行い、市民参画に努めることを規定しています。
◆市民は、市政に対する関心を高めるよう心がけることを規定しています。
また、市民が参画する対象には、市政運営のほかに市民活動への参画が考えられます。この条例では、市政運営における市民参画の推進を直接の目的としていますが、市民と市との協働によるまちづくりという観点からは、市民活動は重要な役割を担っています。このため、市民は市民活動に対して理解を深め、促進するよう努めることを規定したものです。

（市の役割）
第５条　市は、まちづくりの主体である市民に対し、市民参画の機会を積極的に設けるとともに、説明責任を果たすよう努めなければなりません。
２　市は、市政に関する情報を公平、的確かつ迅速に提供し、市民と情報を共有するよう努めなければなりません。
３　市は、市民の意向を把握し、市の施策へ反映させるよう努めなければなりません。
４　市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民活動に協力し、促進を図るよう努めなければなりません。

（説明・解釈）
この条例をより実効性のあるものとするため、市の基本的な役割を明確にしたものです。
◆市は、市民参画を推進するために、まちづくりの主体である市民に対して市民参画の機会を積極的に提供すること、また、市民の理解が得られるように説明責任を果たすことを市の役割として規定しました。
◆市民参画を推進するためには、市民と市が対等な立場で議論を行うことが重要であり、市民に市政に関する情報を公平、的確、迅速に提供し、共有することが必要となります。情報の提供と共有は、市政の公正性、透明性を確保しつつ、お互いを対等のパートナーとして認め合い、理解し合うことの前提となるものです。
◆市は、常にまちづくりの主体である市民の意向を把握し、その意向を市の施策に反映させるように努めることを規定したものです。
◆市民と市との協働によるまちづくりを進めるため、市は、社会の様々な課題の解決を目指して、自主的に行われる市民活動との連携を図ることが必要です。このため、市の役割として、これらの活動に対して協力し、促進を図るように努めることを規定しています。

第２章　市民参画手続の実施

第１節　通則

（市民参画手続）
第６条　市民参画の手続（以下「市民参画手続」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その方法は、それぞれの各号に定めるとおりとします。
(1) 審議会手続　市の審議会に応募し、委員として発言する方法

(2) パブリック・コメント（「意見公募」と言い換えることができます。）手続　市の機関が作成した施策の原案について、書面などにより広く意見を述べる方法
(3) 市民説明会手続　市民説明会で広く意見を述べたり、意見を交換したりする方法
(4) 地域ヒアリング手続　地域住民、各種団体などと直接面会し、意見、提案などを聴取する方法
(5) ワークショップ手続　市民と市、市民同士が、相互に議論することにより案を作り上げていく方法
(6) 市民討議会手続　無作為で選ばれた市民が小グループでの討議を通しながら意見を集約し、事案に対する提言をまとめていく方法
(7) 住民投票手続　市民の意思を投票により表明する方法

2　市の機関は、次条第１項各号に掲げる事項を行おうとするときは、前項第１号から第６号までに定める市民参画手続のうち１つ以上を実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとします。

3　市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参画手続を併せて実施するよう努めなければなりません。

（説明・解釈）

◆市民参画手続を行う場合には、多様な市民参画の方法のうち、できるだけ市民が意見を提出しやすい手続を選択するとともに、より広範な市民の参画を得るように努めなければなりません。そこで、市民参画の手続として、従来の審議会、パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、住民投票のほかに、平成23年4月から地域ヒアリングと市民討議会という２つの手続きを新たに加え、更なる市民参画の発展を図ることとしています。

○個々の手続の流れや解説は下記ページをご参照ください。
(1)審議会　17ページ　**(2)パブリック・コメント　18ページ**
(3)市民説明会　20ページ　**(4)地域ヒアリング　19ページ**
(5)ワークショップ手続　20ページ　**(6)市民討議会　22ページ**
(7)住民投票手続　27ページ

(7)住民投票手続については、全市民に直接係る市政運営上特に重要な事項であって、(1)から(6)までの手続を講じても市民の意思が集約できないような場合など、市民の意思を直接問う必要が生じたときに、時期を失することなく市民の意思を確認することができる市民参画手続の一方法として規定したものです。

◆市民参画手続の対象となる事項に該当する場合は、市の機関は、必ず(1)から(6)までの手続のうち１つ以上の市民参画手続を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとしています。

◆また、より多くの市民の意見を求める必要があるときは、当該施策の内容にあった市民参画手続を選択し、できる限り複数の市民参画手続を併用することを市の機関に課しています。

（市民参画手続の対象）

第７条　市民参画手続の対象となる事項は、次のとおりとします。

(1) 総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定

(2) 市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定

(3) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正や廃止

(4) 市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例の制定、改正や廃止

(5) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入、改正や廃止

(6) 広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画の策定や変更

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施することが必要と認められるもの

２　前項第１号から第６号までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画手続の対象としないことができます。

(1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

(3) 関係法令の改正に伴う簡易なものなど政策的な判断をしなくてよいもの

(4) 市の機関の内部にのみ適用されるもの

(5) 緊急を要するもの

３　市の機関は、前項第５号の規定により市民参画手続を実施しなかった場合は、事後速やかにその理由を公表するものとします。

（説明・解釈）

市では、これまでも市民主役のまちづくりを目指して、行政活動を積極的に公開し、市民への情報提供に努めるとともに、各種審議会への参加機会の拡大やパブリック・コメント、ワークショップなどの方法により、市政に対する市民の自主的な参加促進に努めてきました。しかしながら、市民参加を求めるかどうかということについては、統一的な基準がなく、担当課の判断で行われ、課によってばらつきも見受けられました。

このため、ここでは、市民参画手続を求めるべき施策や事業を具体的に規定し、また、事務の効率性などの観点から、市民参画手続を求めないことができる施策についても規定しました。

◆市民参画手続の対象となる事項

⑴ 「総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画」とは、基本構想や基本計画を定めた総合振興計画をはじめ、地域福祉計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、生涯学習推進計画など、全市域を対象とした将来の市における施策展開の基本方針や進むべき方向、その他の基本的な事項を定める計画をいいます。

⑵ 「市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言など」とは、市の重要な定めや市の考え方を表明する市民憲章や都市宣言などをいいます。

⑶ 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、吉川市情報公開条例、吉川市介護福祉総合条例、吉川市環境保全条例、吉川市男女共同参画推進条例やこの吉川市市民参画条例など、市政に関する基本方針や市政全般にわたる基本理念等を定める条例を指します。

⑷ 「市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例」とは、市民の権利・義務にかかわり、市民生活に重大な影響を与えるものであり、地方自治法第１４条第２項の規定に基づく条例を指します。例えば、規制等を内容としている吉川市環境保全条例などがあり

ます。

⑸ 「市民生活に重大な影響を与える制度」とは、基本的な計画や条例のほかにも市民に広く適用され、市民生活に重大な影響を与える制度を指します。具体的には、宅地開発指導要綱制度、小中学校通学区域制度、ごみの分別収集制度などがあります。

⑹ 「広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画」とは、広く一般市民が利用する公民館、児童館、公園等の施設建設に係る基本計画などを指します。

◆市民参画手続の対象としないことができる事項

⑴ 「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第７４条においても条例の制定又は改廃の請求権から除外されていることから、市民参画手続の対象としないことができるとしたものです。

⑵ 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、法令に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。例えば、都市計画法第１６条に規定する公聴会の開催や同法第１９条に規定する吉川市都市計画審議会における審議などがあります。

⑶ 「関係法令の改正に伴う簡易なものなど政策的な判断をしなくてよいもの」については、市民参画手続を求めるまでもない簡易な内容のもので、関係法令の改正に伴う場合などは市民参画手続を行っても意見の反映ができないものと考え、対象としていません。

⑷ 「市の機関の内部にのみ適用されるもの」については、市の機関内部の事務においては、市の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参画手続を行わないことができることとしました。

⑸ 「緊急を要するもの」は、市民参画手続の対象となる事項の例外として、時間的な制約によりやむを得ず市民参画手続がとれないことを想定し、定めたものです。

◇ただし、緊急を要するものとして市民参画手続の対象としなかった場合には、事後速やかに市民参画手続を行わなかった理由を公表するように、市の機関に説明責任を課しています。

（市民参画手続の公表）

第８条　市民参画手続に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとします。

(1) 担当窓口での供覧又は配布

(2) 市の広報紙への掲載

(3) 市の公式ホームページへの掲載

(4) 前３号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

（説明・解釈）

市民参画を進めていくためには、市民参画手続を実施する際に、市民に十分その情報を届けることが前提になります。ここでは、市民参画手続に関する情報を公表する方法について定め、市の機関が常にこの４種類のうちから適切に方法を組み合わせ、市民が市民参画手続に関する情報を公平に入手できるように規定したものです。

「前３号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法」には、自治会を通じた回覧や掲示板の活用、各公共施設での掲示や配布の方法などがあります。

（実施時期）

第９条　市の機関は、対象とする事項の性質や影響、市民の関心度を考慮して、適切な時期に市民参画手続を実施するものとします。

（説明・解釈）

市民参画手続を行う場合には、前述の市民参画手続の中からどの方法を選択し、組み合わせて行うかという内容と、市の機関内部での一連の検討過程のどの時点で行うかという時期が大変重要になります。

また、市民参画手続は、施策や事業の内容の違いから、一律にどの時点・時期において行うかをあらかじめ定めておくことは困難です。このため、提出された市民の意見を検討して市政に反映させるべく、正確で十分な情報を市民に提供し、施策や事業の推進過程の中で内容や市民の関心の高さなどを考慮して、最も効果が期待できる適切な時期に市民参画手続を実施するものとしています。

（意見の検討）

第１０条　市の機関は、市民参画手続を行った場合は、提出された意見を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。

（説明・解釈）

市民と市がお互いに対等な関係を保つパートナーシップの精神を尊重する市民参画の基本原則にのっとり、市の機関が市民参画の手続を行った後、市民から提出された意見、提案、情報を検討しなければならないとしました。

市の機関は、市民参画手続を行った際に出された意見をできるだけ尊重して、事業を実施するよう努めなければなりません。「総合的かつ多面的に検討」とは、一つの市の機関における内部的な検討にとどまらず、関係機関に情報を提供し、そのときの社会情勢、財政状況、政策展開など幅広い視野に立って市全体で検討することをいいます。

第２節　審議会手続

（審議会の設置）

第１１条　市の機関は、専門的な知識、経験などに基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換などによる提言が必要な場合には、審議会を設置します。

（説明・解釈）

市政の重要課題や当面する基本的問題について、専門的・技術的知識や経験などに基づく審議により答申、報告などを受ける場合は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定により審議会を設置します。また、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により提言を求める必要がある場合にも、要綱等により審議会を設置します。

審議会手続は、限定された数の市民によって合議による意見を求めるため、特定課題について詳細な検討や深い議論を行うことに適した方法といえます。

■地方自治法第１３８条の４第３項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

（会議の公開）

第１２条　市の機関は、吉川市情報公開条例（平成１２年吉川市条例第１６号。以下「情報公開条例」といいます。）第２６条の規定により審議会の会議を公開し、会議を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、議題などを事前に公表するものとします。

２　市の機関は、審議会の会議が開催されたときは、規則で定めるところにより会議録を作成し、公表するものとします。ただし、情報公開条例第７条各号に規定する非公開情報に該当するもの（以下「非公開情報」といいます。）は、公表しないものとします。

（説明・解釈）

◆審議会の会議の公開は、市民の市政に対する関心を高め、市民参画を推進し、開かれた市政の実現を目指す上で必要不可欠なものです。また、審議会の会議を公開することにより、審議内容の経過を市民に公開し、適正に会議が進行されているか、十分な検討が行われているかを市民が確認することができ、その機会を確保しようとするものです。

会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題などを公表します。

◆審議会の公開制度を担保し、さらに会議の傍聴等の機会が得られない市民に対する補完措置として、会議録の作成と公表を義務付けたものです。ただし、情報公開条例第７条に規定する非公開とされる情報に該当するものは、公表しません。

■吉川市情報公開条例第２６条：実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理に関する事務等に係るものであって、附属機関等が、会議を公開することが適当でないと認めるときには、この限りではない。

■吉川市情報公開条例第７条：実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。（以下第１号から第７号まで略）

（委員の選任）

第１３条　市の機関は、審議会の委員を選任するときは、男女の比率、公募による選任、委員の任期、ほかの審議会の委員と重なっていないかどうかなどを考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければなりません。

（説明・解釈）

市民の市政への参画の機会をより拡大し、幅広く市民の声を反映させるためには、審議会の運営は大変重要なものです。審議会は比較的限られた人数で、市の重要事項を審議することとなることから、多くの人が平等に参画の権利を有するよう規定しました。

多様な市民の参画を推進し、審議会そのものを活性化するため、男女の比率や公募による選任、任期、兼職状況などに配慮して、幅広い人材の登用に努めなければならないことを市の機関に求めています。このうち、男女の比率に関しては、吉川市男女共同参画推進条例16条⑵で、市は審議会における委員を委嘱や任命する場合、男女の均衡を図るように努めることが規定されています。

（公募による選任）

第１４条　市の機関は、審議会を構成する委員として選任できる者には、法令の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選任される者（以下「公募委員」といいます。）を含めるものとします。

２　公募の実施や公募委員の選考に関して必要な事項は、規則で定めます。

（説明・解釈）

◆市民参画を保障するため、市が行う様々な事業の企画や立案、政策の決定などの過程で、広く市民の意見や専門的な知識を反映させるために設けている市の審議会に、公募による委員を募るよう規定したものです。

「法令の定めその他正当な理由がある場合」とは、法令で委員の構成要件が定められていて公募委員を加える余地がない場合、またプライバシーにかかわることの審議や高度に専門的な知識が要求されるなど、性格上公募になじまない場合が考えられます。

◆また、委員の公募に当たっては、どのような範囲で公募を行うのか、応募者の中からどのようにして委員を選考するかなど、公募の実施や公募委員の選考に関する事項は、規則で定めることとしています。

（委員の兼任と任期）

第１５条　審議会の委員は、原則として３つ以上兼ねることはできません。ただし、臨時的又は時限的に設置される審議会の委員については、３つまで兼ねることができるものとします。

２　審議会の委員の任期は、連続して３期までとします。ただし、専門的な知識、経験などを必要とする審議会の委員の場合は、この限りではありません。

（説明・解釈）

◆ここでは、審議会の委員の兼任について制限を設けています。市全体の審議会のうちやむを得ない理由がある場合を除いて、２つの審議会まで委員として選任されます。ただし、臨時的、時限的に設置される審議会の委員については、そのほか１つに限り兼ねることができます。

◆委員の任期についても、兼任と同様に多様な市民の参画を図ることから、連続して３期までが適当と考え、制限しています。ただし、専門的な知識などを必要とする審議会の委員においては、他の人に替えられない場合を考慮して、３期までとは限りません。

（委員の公表）

第１６条　市の機関は、審議会の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分と任期を公表するものとします。この場合において、構成員に公募委員がいないときは、併せてその理由を公表するものとします。

（説明・解釈）

審議会の委員は、委員として責任を持って審議会に参画することと、市民から顔の見える審議会づくりを行っていくことを目指して、委員の氏名、選任の区分、任期を公表することを規定したものです。

また、公募委員がいないときは、①公募を行ったものの応募者がいない、②法令で委員の構成要件が定められている、③審議会の検討内容が個人のプライバシーにかかわる事項のため、④審議のためには高度に専門的な知識が要求されるため公募委員を選任しない、などの理由を公表することを義務付けたものです。

第３節　パブリック・コメント手続

（パブリック・コメントの実施）

第１７条　市の機関は、事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要がある場合には、パブリック・コメントを実施します。

（説明・解釈）

この条例では、政策決定過程における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民参画による開かれた市政運営を目指して、パブリック・コメントの手法を採用します。

パブリック・コメント（意見公募）手続とは、施策等の策定途中でその計画などの素案を公表し、それに対して市民が意見、提案、情報等を提出し、提出された意見などを考慮して施策等を決定していく一連の手続をいいます。

市の機関は、策定しようとする事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要があると判断した場合には、パブリック・コメント手続を実施することとしています。

（実施に当たっての公表事項）

第１８条　市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとします。

(1) 対象とする事項の案
(2) 対象とする事項の案を作成した趣旨、目的など
(3) 市の機関が必要と認める資料
(4) 意見等の提出方法、提出期間と提出先
(5) 検討結果の公表の予定時期

（説明・解釈）

パブリック・コメント手続の実施に当たって、公表すべき事項を規定したものです。市民に意見を求めるため、適切に情報を公表することが必要と考え、５項目を設けています。 公表する事項の案や資料等は、市民がその内容を十分理解できるように、わかりやすいものでなくてはなりません。市民にとって意見が提出しやすく、適切な判断ができるように、論点などを明確にした資料等を提供するものとします。

なお、公表の方法は、市民参画手続の公表に関する規定によります。

（意見の提出方法）

第１９条　パブリック・コメント手続における意見の提出方法は、次に掲げる方法とします。

(1) 郵便による送付

(2) ファクシミリによる送信

(3) 電子メールによる送信

(4) 市の機関が指定する場所への書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法

２　パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、１月以上とします。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により１月の期間を確保できない場合は、この限りではありません。

３　パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、個人の場合は住所と氏名、団体の場合は主な事務所の所在地、名称と代表者名を明らかにしなければなりません。

（説明・解釈）

◆パブリック・コメントの手続では、できるだけ市民が意見を提出しやすくすることが必要なことから、提出方法は提出された意見の内容を確認できる範囲内で、多様な方法を設定するものです。

◆パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、市民が検討するための時間を十分に確保するため、緊急の必要がある場合やその他のやむを得ない理由がある場合を除いて、１ヶ月以上とします。

◆市民の役割の規定にのっとり、責任のある意見が提出されるように、意見提出者に住所、氏名又は主たる事務所の所在地、名称、代表者名の明記を求めています。

また、パブリック・コメント手続における意見の提出を求めるものは、市民だけに限定せず、市外に在住の方や団体からも意見の提出を求めようとするものです。

（検討結果の公表）

第２０条　市の機関は、前条第１項の規定により提出された意見の検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次の事項を公表するものとします。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果とその理由

（説明・解釈）

市の機関は、市民の提案や意見を聴くだけではなく、その内容がどのように施策等に反映されたのか、その結果について、本人やその情報に関心を寄せている市民に周知し、理解が得られるように努めなければなりません。市の役割に規定する説明責任を果たすということからも、提出された意見の内容やこれに対する市の機関の考え方を公表し、併せて対象事項の案を修正したときは、その修正内容も公表するものとします。

なお、提出された意見に吉川市情報公開条例で規定する非公開情報が含まれている場合には、その部分は除いて公表します。

第４節　市民説明会手続

（市民説明会の開催）

第２１条　市の機関は、事案の説明などを通して、複数の市民の意見を収集する必要がある場合には、市民説明会を開催します。

（説明・解釈）

市民説明会手続では、市民説明会のほかに意見交換会、公聴会、フォーラム、シンポジウムなどで広く意見を述べたり、意見を交換したりする方法を考えています。

「説明会」や「意見交換会」とは、市の機関が施策等の策定において、施策等を実施する以前に市民に対して説明を行い、理解を求める会をいいます。「公聴会」とは、市の機関が、決定しようとする事案の利害関係者や学識経験者などから、公開の場で所定の方法により意見を聴く会をいいます。

「フォーラム」とは、市の機関が施策の策定において議題を提案し、一つの議題を中心にして参加者がその可否について公開討論を行う会をいいます。「シンポジウム」とは、市の機関が施策の策定において議題を提案し、専門家等が意見を出し合い、それをもとに参加者が討論を行う会をいいます。

（市民説明会開催の公表）

第２２条　市の機関は、市民説明会を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。

２　市の機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

（説明・解釈）

◆市民説明会の開催に当たっては、規則第18条に基づき、事前に必要事項を公表することを規定したものです。

◆市民説明会を開催したときは、開催記録の作成と公表を市の機関に義務付けたものです。ただし、情報公開条例第７条に規定する非公開とされる情報に該当するものは、公表しません。
公表の方法は、規則第20条に基づき行います。

第５節　地域ヒアリング手続

（地域ヒアリングの実施）

第２３条　市の機関は、事案に対する多様な意見、提案などを幅広く聴取する場合や特定の関係者から意見を聴取する必要がある場合には、地域ヒアリングを実施します。

（説明・解釈）

地域ヒアリングは、市民団体や利害関係者などと直接面会し、一定のヒアリングのテーマに基づき、対話をしながら、課題やニーズをはじめ意見や提案の聞き取りを行うものです。

アンケートや意識調査のような受け身の方法とは異なり、積極的に働き掛けることで、市民が抱える課題やニーズ等を、より深く把握することが期待できます。

「特定の関係者」とは、事案に対する利害関係者や当事者を指します。

（聴取先の選定）

第２４条　市の機関は、地域ヒアリングで意見、提案などを聴取する相手を選定する場合は、事案の利害関係者だけではなく、地域住民や団体を幅広く選定するよう努めるものとします。

（説明・解釈）

ヒアリングを行う相手先の選定にあたっては、特定の課題に対する利害関係者や当事者だけではなく、幅広い意見を聴くためにも、様々な市民や団体の意見を行くよう努めなければなりません。

（実施の通知と公表）

第２５条　市の機関は、地域ヒアリングを実施するときは、規則で定めるところにより日時、場所、内容などを意見、提案などを聴取する相手に通知するものとします。

２　市の機関は、地域ヒアリングを実施したときは、規則で定めるところにより実施記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

（説明・解釈）

◆地域ヒアリングの実施にあたっては、まず、ヒアリング先となる団体などに、事前にヒアリングの趣旨を説明し、日程等の調整を行います。その調整に基づき、正式に日時、場所、内容等について通知するものです。文書で通知する場合は、様式は任意で作成します。

◆地域ヒアリングを実施したときは、実施記録の作成と公表を市の機関に義務付けたものです。ただし、情報公開条例第７条に規定する非公開とされる情報に該当するものは、公表しません。

公表の方法は、規則第20条に基づき行います。

第６節　ワークショップ手続

（ワークショップの開催）

第２６条　市の機関は、議論、共同作業などを通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合には、ワークショップを開催します。

（説明・解釈）

ワークショップ手続は、市民と市や市民同士が、相互に議論することにより案を作り上げていく方法で、メンバーをあまり固定せず、自由な議論や共同作業などを通して合意形成を図るという特色があります。早い時期から市民参画手続を行うことが適当と認められる場合などに適した手続といえます。

（ワークショップ開催の公表）

第２７条　市の機関は、ワークショップを開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。

２　市の機関は、ワークショップを開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

（説明・解釈）

◆ワークショップの開催に当たっては、規則第18条に基づき、に事前に必要事項を公表することを規定したものです。

◆ワークショップを開催したときは、開催記録の作成と公表を市の機関に義務付けたものです。ただし、情報公開条例第７条に規定する非公開とされる情報に該当するものは、公表しません。公表の方法は、規則第20条に基づき行います。

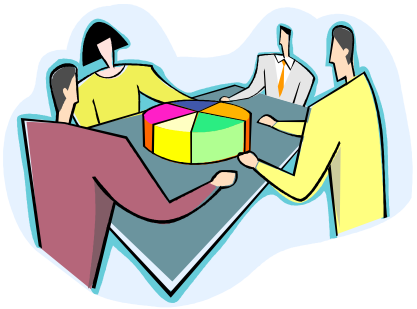

第７節　市民討議会手続

（市民討議会の開催）

第２８条　市の機関は、事案に対し、偏りのない意見、提案などを市民から聴取しようとする場合は、市民討議会を開催します。

（説明・解釈）

市民討議会は、住民基本台帳から無作為抽出した市民の中から、参加者を募り委員を選任することから、事案や課題に対して偏りがなく客観的な意見や提案を聴取することが期待できます。

参加者のみで構成された、５人程度の小グループで、討議テーマごとにメンバーを入れ替えながら討議を繰り返し、その都度合意しながら意見をまとめていきますので、一方向に誘導されることなく、中立で公平な意見や提案がまとめられます。

この手続の基となっている“プラーヌンクスツェレ”というドイツで開発された手法では、一般的に「課題解決」にとても有効な手法であるといわれています。

運営にあたっては、“偏りのない意見”を求めているので、当然、中立・公平な運営をしなければなりません。参加者を一方向の考えに誘導することや、誤解や不信感を招くことのないよう注意しなければなりません。

（参加者の選任）

第２９条　市の機関は、市民討議会の参加者を選任する場合は、住民基本台帳により無作為で選ばれた市民の中から参加希望者を募り、選任するものとします。

２　市の機関は、参加希望者が、実施しようとする市民討議会の定員を超えた場合は、抽選により参加者を選任することができるものとします。

３　市の機関は、参加者に謝礼を支払うものとします。

（説明・解釈）

◆参加者は、住民基本台帳から無作為で抽出した市民から参加者を募り、選任します。

無作為抽出とは、“何の条件もつけずに、住民基本台帳などから参加市民を選ぶ”ということです。吉川市では、無作為抽出には、“系統抽出法”（出発点をくじで決め、それ以降一定の間隔で抽出を行う方法）を用いることとします。しかし、案件によっては、リストをいくつかの層（年齢、性別、地域別など）にわけ、各層から必要数を抽出する“層化抽出法”という方法により抽出する場合も考えられますが、この場合は、意図的・作為的な民意の操作や誘導につながらないよう、十分に注意しなければなりません。

◆参加者希望者が予定していた定員を超えた場合は、くじ引きなど抽選で参加者を選任することができることを規定しています。抽選に当たっては、当然ながら、中立・公平を担保することから、公開で行わなければなりません。

◆この市民討議会の基となっている“プラーヌンクスツェレ”という手法においても、参加者は有償であることが原則となっています。あらゆる市民が参加しやすい環境づくり、また、発言に責任感をもたせる観点からも、有償で行うことを規定しています。

金額については、他市の事例や、過去の前例、社会情勢などによって、予算の範囲内で慎重に検討して決定します。

（市民討議会の公開）

第３０条　市の機関は、市民討議会を公開し、市民討議会を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。

２　市の機関は、市民討議会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

（説明・解釈）

◆市民討議会は公開で行い、当日の傍聴は当然ながら認めて実施することが原則です。

また、市民討議会の開催に当たっては、規則第18条に基づき、事前に必要事項を公表することを規定したものです。

この規定に関わらず、市民の認知度を高めるためにも、あらゆる手段で広報やＰＲに努めることが重要です。

◆市民討議会を開催したときは、開催記録の作成と公表を市の機関に義務付けたものです。ただし、情報公開条例第７条に規定する非公開とされる情報に該当するものは、公表しません。

公表の方法は、規則第20条に基づき行います。

第８節　住民投票手続

（住民投票の実施）

第３１条　市長は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意思を確認するために、必要に応じて住民投票を実施することができます。

２　住民投票を行う場合は、投票する事項ごとに、投票の期日、投票の資格、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続を規定した条例を別に定めるものとします。

（説明・解釈）

◆市民参画手続の方法として審議会手続、パブリック･コメント手続、市民説明会手続、ワークショップ手続が用意されています。しかし、市町村合併などのように市全体を取り巻く大きな問題が生じたときに、市民の総意を確認するため、最終的な手法として住民投票の制度を規定したものです。

◆住民投票を行うに当たっては、投票に付すべき事項ごとに、住民投票の期日や投票資格者、投票の方法などの詳細な事項を定める条例をその都度制定するものとします。

（住民投票の請求と発議）

第３２条　市民のうち、選挙権がある者は、法第７４条第１項の規定により、その総数の５０分の１以上の者の署名を集めることにより、住民投票について規定した条例を制定することを市長に請求することができます。

２　市議会の議員は、法第１１２条第１項と第２項の規定により、議員定数の１２分の１以上の市議会議員の賛成により、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。

３　市長は、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。

（説明・解釈）

◆住民投票に関する条例制定の請求は、地方自治法の規定により、市民（有権者の５０分の１以上の連署による）が市長に対してできることを規定しました。

◆また、住民投票に関する条例の発議（市議会に条例の議案を提出すること）は、地方自治法の規定により、市長（市長提出議案）、市議会議員（議員提出議案）双方にあることを規定しました。

◆これらの事項は、地方自治法の規定に基づき手続が進められていきますが、ここでは、市民にとってわかりやすい条例という観点から、市長、市議会議員による住民投票の発議に限らず、市民の側にも住民投票に関して請求することができる権利を有していることを規定しました。

■地方自治法第７４条第１項：普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

■地方自治法第１１２条第１項：普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

■同条第２項：前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の１２分の１以上の者の賛成がなければならない。

第３章　市民参画の推進のために

（市民参画の推進）

第３３条　市の機関は、市政運営において、市民参画手続の対象となる事項に限らず、その他事業を実施するときは、市民参画の推進に努めなければなりません。

（説明・解釈）

市の機関が、市民参画手続の対象となる重要な施策以外の市政運営における様々な事業に対しても、常に市民参画を推進する姿勢をもって、市政運営に当たることを規定したものです。

（市民の意見の把握）

第３４条　市の機関は、市民参画手続のほか、適切な方法で、市政運営に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めなければなりません。

２　市の機関は、前項の規定により把握された市民の意見で、その内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、市民参画手続で提出された市民の意見と同じように取り扱うよう努めなければなりません。

（説明・解釈）

◆この条例では、市民参画手続の方法として、前述の審議会手続、パブリック・コメント手続、市民説明会手続、ワークショップ手続、住民投票手続の５つを設定しました。

このほかにも、市民意向調査やアンケート、モニター方式、アイディア募集、イエローボックスの運用など市政運営上必要な方法は数多く考えられます。これら市民参画手続以外の適切な方法によって、市の機関は、常に市民の意見、意向等を積極的に把握するように努めることを規定しています。

◆上記により把握した市民の意見の内容が、この条例の目的である市政運営における市民参画の推進が図られるものについては、市民参画手続を経て提出された意見の取扱いに準じて取り扱うように市の機関に課しています。

（推進体制）

第３５条　市は、市民参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、推進するために必要な体制を整備するものとします。

（説明・解釈）

市は、市民参画を推進するため、庁内に市民参画手続実施責任者を置くなどの全庁的に統一された体制をはじめ、市民参画を総合的かつ計画的に企画し、効果的に市民の意見を市政に反映することができるように推進体制を整備していくことを規定しています。

（調査研究）

第３６条　市は、市民参画の推進に関する施策の策定に必要な事項や方法の調査研究を行うものとします。

（説明・解釈）

市は、市民参画に関する施策の実施状況や市民意識、また情報化の進展その他の社会情勢の変化などを的確に把握し、今後の施策に反映させるため、調査研究を行っていくことを規定しています。

（実施予定と実施状況の公表）

第３７条　市長は、毎年度、その年度の市民参画手続の実施予定と前年度の市民参画手続の実施状況を取りまとめて公表するものとします。

２　市長は、市民参画手続の実施予定を公表するときは、次条に規定する吉川市市民参画審議会の意見を聴くものとします。

（説明・解釈）

◆市長は、市民参画の推進を図るため、その年度の市民参画手続の実施予定と前年度における実施状況を公表しなければならないという責務を定めたものです。

市民参画の推進を図るとともに、市民に周知することにより、市民参画手続の透明性を高めることを目的としています。また、市長がそれぞれの市の機関の実施状況を取りまとめ、把握することにより、市民参画手続に関する事務を全庁的に統一して、適切に運用していこうとするものです。

◆市の機関がそれぞれの施策にふさわしい市民参画手続を選択しようとしているか、適切な制度運用が図れているかなどの観点から、市民参画手続の実施予定を公表する前に吉川市市民参画審議会に諮り、意見を聴くものとします。

第４章　吉川市市民参画審議会

（設置）

第３８条　市民参画の推進に関する基本的な施策や重要な事項を調査審議するため、吉川市市民参画審議会（以下「市民参画審議会」といいます。）を設置します。

（説明・解釈）

本条例に定めた吉川市の市民参画の制度の実効性を高め、推進していくために、地方自治法第１３８条の４第３項の規定による附属機関として、市民参画に関する基本的な施策や重要事項を調査審議する審議会を新たに設置するものです。

（所掌事務）

第３９条　市民参画審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じたり、市長に意見を述べたりするために調査審議します。

(1) 市民参画手続の運用状況に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市民参画の推進に関する基本的な事項

（説明・解釈）

市民参画審議会は、この条例に託された市民参画の推進について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、審議会自らが市民参画の推進に関する基本的な施策や重要事項について、市長に意見を述べることができます。

また、所掌する事務は、前述の市民参画手続の実施予定の事前公表を含めて、市民参画手続の運用状況に関することや市民参画の方法の研究や改善などを踏まえたこの条例の見直しに関すること、その他本制度をさらに推進させるための基本的な事項としています。

（組織）

第４０条　参画審議会は、委員１０人以内で組織します。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱したり、任命したりします。

(1) 公募に応じた者

(2) 市内において市民活動を行う団体が推薦する者

(3) 学識経験者

３　市長は、前項第１号に掲げる者を委嘱する場合は、その委員数が３人を下回らないよう努めるものとします。

４　委員の任期は、２年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の任期で残っている期間とします。

５　委員は、連続して３期を超えない範囲で再任されることができます。

（説明・解釈）

委員構成や任期など、市民参画審議会の基本的な項目について規定したものです。市民参画の推進に関する審議会であることから、特に、公募による市民の委員数を明確に規定しました。

また、前述の審議会委員の兼任と任期の項目において、「審議会の委員の任期は、連続して３期までとします。ただし、専門的な知識、経験などを必要とする審議会の委員の場合は、この限りではありません。」と規定していますが、ここではこの審議会の審議内容から、任期は連続して３期までと明確に規定しました。

第５章雑則

（条例の見直し）

第４１条　市長は、社会情勢や市民参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

（説明・解釈）

市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとします。この条例の運用状況や効果を検証するとともに、市民参画のあり方について検討し、市民参画がより一層推進されるよう条例の見直しを行います。

（委任）

第４２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

（説明・解釈）

この条例の施行に際し、その他の必要な事項については、市長が規則により定めることとしています。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年４月１日から施行します。

（経過措置）

２　この条例が施行される時、既に案の策定に着手している計画、条例などで、第２章に規定する市民参画手続を実施することが難しいときは、その章の規定は、適用しません。

３　この条例が施行される時、既に設置されている審議会の委員については、その委員の任期の満了などにより新たに委員を選任するまでの間は、第１４条と第１５条の規定は、適用しません。

（吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年吉川町条例第２号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

（説明・解釈）

この条例の施行期日と経過措置、吉川市市民参画審議会委員の報酬額について規定しています。

◆この条例の施行に当たって、市民への周知期間を設けるため、施行期日を平成１７年４月１日としています。

◆施行日の平成１７年４月１日において、既に案の策定に着手している計画、条例などで、第２章の市民参画手続を実施することが難しいときは、第２章の第６条から第３２条までの規定は適用しないこととしています。

◆同様に、施行日の平成１７年４月１日において、既に設置されている審議会の委員については、任期の満了などにより新たに委員を選任するまでの間は、第１４条の公募による選任と第１５条の委員の兼務と任期の規定は適用しないこととしています。

◆この条例により、新たに吉川市市民参画審議会を設けるため、別の吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、審議会委員の報酬額を定めるものです。

◇◇◇条例・規則・要綱とは◇◇◇

■条例とは …

条例は、議会の議決を経て地方公共団体が制定した法で、地方自治の法規の中では最も重要な法形式です。この条例を制定する権利は、自治立法権と呼ばれ、憲法第９４条に規定され、保障されたものです。

条例に規定できる事項は、法令に違反しない範囲であって、地方自治法第２条第２項に規定されている事務に関するものです。それは、①地域における事務、②その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものであり、かなり広範囲にわたっています。

また、住民に対して、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除き、条例によらなければならないとされています。

■規則とは…

規則は、地方公共団体の長（知事、市町村長）が、地方自治法第１５条第１項の規定に基づき、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務について制定する法規をいいます。議会の議決は必要としません。規則には、地方公共団体の長が、その専属的権限に関して制定する規則と、条例からの委任事項や条例の実施事項を定める規則とがあります。

また、地方公共団体の長のほか、教育委員会などの執行機関もその権限に属する事務に関して、国の法令や条例に違反しない限りにおいて、規則を制定することができます。

■要綱とは…

要綱は、一般に、地方公共団体の長などがある事項について行政指導を行うための一般的な基準として定めたものをいいます。したがって、要綱そのものは、法的な拘束力や強制力をもつものではなく、制定者の要請にこたえた相手方の同意と協力により、有効に働くことができます。